

平成 21 年度

遠野市水防計画

遠 野 市

遠野市水防計画目次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 水防の責任	1
第3節 水防管理団体、水防管理者	1
第2章 水防組織	1
第1節 市の水防組織	1
第2節 県水防本部等への連絡方法	3
第3節 執務時間外における連絡	3
第3章 堤防及び重要水防箇所の巡視並びに水門(樋門)等の操作	4
第1節 堤防巡視	4
第2節 重要水防区域及び警戒区域	4
第3節 重要水防箇所	4
第4節 重要水防箇所巡視	4
第5節 その他の区域	4
第6節 樋門、樋管及び水門の箇所並びに監視員	4
第7節 樋門、樋管及び水門の操作	5
第4章 水防施設	5
第1節 水防倉庫及び水防資材	5
第2節 資器材及び土地の使用、収用	5
第5章 雨量及び水位状況の観測並びに通報連絡	6
第1節 雨量観測の通報連絡	6
第2節 雨量の通報要領	5
第3節 水位観測の通報連絡	6
第4節 水位の通報要領	6
第5節 重要河川における水防連絡系統	7
第6節 増水状況記録	7
第6章 通信連絡	7
第1節 非常扱通話	7
第2節 緊急連絡	7
第3節 伝 令	7

第4節	非常扱通話の取扱	7
第5節	防災行政無線電話	8
第6節	水防信号	8
第7章	気象状況連絡通報	8
第1節	水防上必要な予報及び警報の広報	8
第2節	台風の進路及び気象通知の受信	8
第8章	堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、 決壊の通報、避難立退及び救助	9
第1節	堤防異常の報告	9
第2節	警戒体制、出動及び水防開始	9
第3節	決壊の通報及び避難立退	10
第9章	自衛隊派遣の要請	11
第10章	公用負担	11
第1節	公用負担	11
第2節	公用負担命令権限証	11
第3節	公用負担命令票	12
第11章	その他	13
第1節	優先通行標識	13
第2節	身分証票	13
第3節	水防活動実施報告	14
第4節	水防功労者推せん	14
第5節	公務災害補償	14
第6節	水防訓練計画	14
別 表		
別表1	遠野市水防本部組織図	15
別表1 - 2	業務内容	16
別表2	遠野市水防隊編成表（遠野市消防団）	17
別表3	執務時間外連絡系統図	19
別表4	水防担当区域一覧表（遠野市消防団）	20
別表5	重要水防区域及び警戒区域一覧表	22
別表6	重要水防箇所一覧表	23

別表 7	管理委託河川水門等箇所一覧表	25
別表 8	水防備蓄倉庫及び所在地一覧表	28
別表 9	水防用備蓄資器材一覧表	29
別表10	雨量観測箇所一覧表	30
別表11	水位観測箇所及び水位情報一覧表	31
別表12	雨量・水位観測所及び関係機関の連絡系統図	32
別表13	各河川増水状況調	33
別表14	非常扱通話の取扱要領	34
別表15	非常扱電話利用機関及び電話番号一覧表	34
別表16	水防信号	35
別表17	関係機関の通報箇所一覧表	36
別表18	一時避難場所一覧表	37
別表19	収容避難所一覧表	40
別表20	水防活動実施報告書	44
別表21	水防功労者推せん	45

(参 考)

遠野市水防隊動員計画	47
------------------	----

(資 料)

気象情報に基づく注意報、警報の種類と発表基準	51
主要河川重要水防箇所図	53
重要水防箇所評定基準	56

遠野市水防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第 193号、以下「法」という。）第32条並びに岩手県水防計画に基づき、洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防の責任

遠野市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

第3節 水防管理団体、水防管理者

この計画において、法第2条の規定に基づき水防管理団体、水防管理者の定義は次のとおりとする。

- (1) 「水防管理団体」とは、水防の責任を有する遠野市をいう。
- (2) 「水防管理者」とは、水防管理団体の長である遠野市長をいう。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

1 水防管理者

水防管理者は、法第10条、第11条及び第16条並びに気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、又は市内に震度4以上の地震が発生し水災の危険が予想されるとき、その危険が解消するまでの間、市に水防本部を置いて、水防事務を処理する。

ただし、予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要あると認めたときに限り設置するものとする。

2 遠野市水防本部

遠野市水防本部（以下「市水防本部」という。）は、消防本部に置き、その組織・業務内容は別表1 遠野市水防本部組織図・業務内容（P15・16）によるものとする。

ただし、市に災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

3 設置（廃止）基準及び体制

区 分	設 置 基 準	廃 止 基 準	体 制
警戒体制	今後の気象情報及び水位に注意警戒を必要とするとき、又は市内に震度4又は震度5弱の地震が発生し水災の危険が予想されるとき。	水位がはん濫注意水位以下となり洪水の危険がなくなったとき、又は水災の危険がなくなったと判断されたとき。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに召集、その他の活動ができる体制とする。
警戒配備	水防活動を必要とする気象警報が発表されたとき、若しくは相当規模の災害発生のおそれがあると認められる場合、又は震度5強の地震が発生したとき。		遠野市地域防災計画の警戒配備体制により人員を動員し、水防事態が発生したときは、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。
1号非常配備	相当規模の水災が発生したとき。		遠野市地域防災計画の1号非常配備体制により人員を動員し、水防活動が遂行できる体制とする。
2号非常配備	大規模な水災が発生し、本部の全機能をあげて応急対策を講ずる必要があるとき、又は市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。		遠野市地域防災計画の2号非常配備体制（全職員）により人員を動員し、水防活動が遂行できる体制とする。

4 遠野市水防隊

遠野市水防隊（以下「水防隊」という。）は、別表2 遠野市水防隊編成表（P17・18）によるものとする。

5 県の水防組織

(1) 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5903

(2) 遠野行政センター水防隊

県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター 電話 62-9938

第2節 県水防本部等への連絡方法

岩手県水防本部（以下「県水防本部」という。）等への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事項は、遠野行政センター水防隊（以下「遠野土木センター」という。）に連絡するものとする。

ただし、危険が切迫していると認めるとき、または堤防の決壊のために避難を要する等の場合は、岩手県水防計画第2章第6節但し書きにより、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

遠野警察署	電話 62-0110
日本放送協会盛岡放送局	電話 019-626-8826
(株)アイビーシー岩手放送	電話 019-623-3141
(株)テレビ岩手	電話 019-624-1166
(株)岩手めんこいテレビ	電話 019-656-3300
(株)岩手朝日テレビ	電話 019-629-2525
(株)エフエム岩手	電話 019-625-5514
(株)遠野テレビ	電話 63-1711

第3節 執務時間外における連絡

執務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達については、別表3 執務時間外連絡系統図（P19）により水防関係者へ連絡するものとする。

第3章 堤防及び重要水防箇所の巡視並びに水門（樋門）等の操作

第1節 堤防巡視

水防管理者は、第7章第1節の気象状況の通知を受け、かつ、水防団待機水位に達し、なお増水の兆しがある場合、又は市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合は、警戒動員を配置し、別表4水防担当区域一覧表（P20・21）により全線にわたり哨警班及び堤防保護班を設置し、巡視警戒を行うとともに常時連絡を保ち、水防上危険と認められる箇所がある場合、直ちに市水防本部にその程度を連絡して必要な措置を求めるものとする。

なお、哨警班及び堤防保護班の出動は別に定める動員計画によるものとする。

第2節 重要水防区域及び警戒区域

市内の重要水防区域及び警戒区域は、別表5重要水防区域及び警戒区域一覧表（P22）のとおりとする。

第3節 重要水防箇所

市内河川の内、特に危険と認められる箇所を重要水防箇所とし、別表6重要水防箇所一覧表（P23）のとおりとする。

第4節 重要水防箇所巡視

水防隊長は、河川の状況により、重要水防箇所の巡視警戒を厳重にし、水防体制を整えるものとする。

第5節 その他の区域

塚沢川流域、和山川流域、赤沢川流域、小友川流域、家老沢川流域の区域をその他の水防区域とする。

第6節 樋門、樋管及び水門の箇所並びに監視員

- 1 樋門、樋管及び水門の監視のため、監視員を置く。その監視員は、樋門、樋管及

び水門を管理するものがあたる。

- 2 県から管理委託を受けている樋門、樋管及び水門は、別表7 管理委託河川水門等箇所一覧表（P25）のとおりとする。

第7節 樋門、樋管及び水門の操作

監視員は、樋門、樋管及び水門箇所の小河川、下水溝の増減水の状況により、管理者の指示により処置を講ずるものとし、開閉の都度市水防本部に通報するものとする。

ただし、急を要する場合は、監視員において臨機の処置を講じなければならない。
なお、市水防本部では、遠野土木センターへ通報するものとする。

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資材

水防倉庫に水防作業に必要な資材、器具等を備蓄し、その所在地は、別表8 水防備蓄倉庫及び所在地一覧表（P28）のとおりとする。また、備蓄資器材は、別表9 水防用備蓄資器材一覧表（P29）のとおりとする。

第2節 資器材及び土地の使用、収用

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。

第5章 雨量及び水位状況の観測並びに通報連絡

第1節 雨量観測の通報連絡

雨量の観測箇所は、別表10雨量観測箇所一覧表（P30）のとおりとし、任務者において気象注意報等の通知を受けたとき、又は大雨のおそれがある場合には雨量を観測し、次の「雨量の通報要領」により市水防本部に通報するとともに、市水防本部は、その結果を別表12雨量・水位観測所および関係機関の連絡系統図（P32）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

第2節 雨量の通報要領

- 1 雨量の通報は、過去24時間以内の降水量が50ミリに達したとき、又は県水防本部より観測開始指示報を受けたときに始め、観測終了指示報を受けるまで3時間ごとの雨量観測結果を通報するものとする。

また、3時間雨量が5ミリ以下となった場合には通報を中止して差し支えない。3時間ごとの通報とは、0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時の8回とする。

- 2 特に前回の雨量通報後、1時間雨量が10ミリを超えたときは毎時観測通報する。

第3節 水位観測の通報連絡

水位の観測箇所は、別表11水位観測箇所及び水位情報一覧表（P31）のとおりとし、増水のおそれがある場合には、それぞれの水位観測者が水位の変動を観測する。また、水防団待機水位に達した場合には、水位通報要領により市水防本部に通報するものとし、市水防本部はその結果を別表12（P32）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

第4節 水位の通報要領

- 1 水位の通報は、水位が水防団待機水位に達したときに通報し、その後、水防団待機水位に復すまで原則として1時間ごとに通報を続け、特に市水防本部の指示あるとき、又は水位の変動が著しいときは、その都度通報するものとする。
- 2 水防団待機水位、はん濫注意水位は、別表11（P31）のとおりとする。

第5節 重要河川における水防連絡系統

重要河川における雨量、水位、水防情報の連絡系統は、別表12（P32）のとおりである。

第6節 増水状況記録

重要河川の増水状況を記録する。その様式は、別表13各河川増水状況調（P33）のとおりとする。

第6章 通信連絡

第1節 非常扱通話

水防のための連絡は、主として電話により行うこととするが、困難なときは、非常扱通話により行うこととする。

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。（県において協議済み）

特に非常の際には、日本放送協会盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手及び遠野テレビから放送する連絡方法を考慮しておくものとする。

第3節 伝 令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置箇所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両等を確保しておくものとする。

第4節 非常扱通話の取扱

- 1 非常扱通話の取扱要領は別表14非常扱通話の取扱要領（P34）のとおりとする。
- 2 非常扱通話申し込みは、利用資格審査を容易にするため原則として別表15非常扱

電話利用機関及び電話番号一覧表(P 34) の電話番号により行うものとする。

第 5 節 防災行政無線電話

東日本電信電話(株)の有線電話を利用するほか、緊急非常事態に備えて通信の確保を図るため、衛星系通信を利用し、市水防本部と遠野土木センターが相互に通信連絡をするものとする。

第 6 節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、別表16水防信号(P 35) のとおりとする。(昭和36年6月6日岩手県告示第437号)

第 7 章 気象状況連絡通報

第 1 節 水防上必要な予報及び警報の広報

岩手県知事、盛岡地方気象台及び東日本電信電話(株)より、気象、洪水等について水防活動を必要とする予報、警報及び情報の通知を受けたとき、又は上流の状況により増水のおそれのあるとき水防管理者は、水防隊長及び県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に連絡をとり、状況及び必要に応じて、別表17関係機関の通報箇所一覧表(P 36) により市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、遠野テレビ等により迅速に地域住民に周知するものとする。

第 2 節 台風の進路及び気象通知の受信

台風の進路及びその影響を知るため、前節の気象通知及びテレビ、ラジオ並びに河川情報提供システム、インターネット等の情報機器により情報を収集し、資料を作成する。

第 8 章 堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、決壊の通報、避難立退及び救助

第 1 節 堤防異常の報告

次のいずれかの場合は、水防管理者は直ちに遠野土木センターに報告するものとする。ただし危険が切迫していると認めるとき、又は堤防の決壊のため避難を要する場合には、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- 2 水防機関が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

遠野警察署	電話	62-0110
日本放送協会盛岡放送局	電話	019-626-8826
(株)アイビーシー岩手放送	電話	019-623-3141
(株)テレビ岩手	電話	019-624-1166
(株)岩手めんこいテレビ	電話	019-656-3300
(株)岩手朝日テレビ	電話	019-629-2525
(株)エフエム岩手	電話	019-625-5514
(株)遠野テレビ	電話	63-1711

第 2 節 警戒体制、出動及び水防開始

水防管理者は、第 5 章及び第 7 章第 1 節についての連絡を受けたとき、又は大雨のおそれがあり、洪水が予想される場合、これに対応するため、別に定める市水防隊動員計画及び次の定めに従って、出動させるものとする。

- 1 水防団待機水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに水防隊幹部を非常招集し、予め定められている各々の任務に就かせ、また必要に応じて情報連絡班、哨警班、水防用資器材整備班をそれぞれの部署に就かせ、水防隊員に対する動員が発令された場合に即時活動ができるよう準備、待機させるものとする。

ただし、急激に増水し、以上の段階を経るとまがないとき、又は早急に水防隊動員の必要があると認められた場合は、その事態に即応した緊急措置を講ずるもの

とする。

- 2 水防団員に対する動員が発せられたときは、直ちに水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。
- 3 水防活動開始の命令を受けた各部長は、最も迅速な方法をもって隊員を招集する。
- 4 前号の状況、活動の大要を水防隊長に報告し、後に被害判明と共にすみやかに文書をもって報告するものとする。
- 5 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなつたと判断されるとき、水防管理者は、水防隊長、県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に協議の上、全域又は一部にその任務を解除することができる。

第3節 決壊の通報及び避難立退

1 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防管理者は法第25条の規定により直ちにその旨をはん濫が予測される地域の住民に広報するとともに、隣接水防管理団体、遠野警察署、遠野土木センター等に通報する。

2 避難及び立退

哨警班の堤防巡視中急激に増水し、又は著しい事態の悪化のおそれがあり危険が切迫しているときは、班は直ちに水防管理者及び水防隊長に報告してその命令によって立退を指示する。（報告のいとまがないときは班において指示することができる。）

水防管理者は、その地域の住民に対し、立退を指示する場合においては、遠野警察署長にその旨を通知する。

避難誘導班は別表18一時避難場所一覧表（P37）の一時避難場所に誘導する。また、別表19収容避難所一覧表（P40）の収容避難所に収容する。

立退指示は、サイレン、警鐘、防災行政無線、遠野テレビによる放送、自動車、自転車、電話又は駆足連呼等、迅速かつ確実に住民に徹底する方法により周知するものとする。

3 救 助

堤防その他の施設が決壊し、又は急激な増水によるはん濫のため人命に危険が切

迫したとき、水防隊長は直ちに人命救助を命じ、緊急を要する場合は、水防隊は水防隊長の命を待たずに直ちに人命救助にあたる。

第9章 自衛隊派遣の要請

- 1 洪水等の際しその被害が甚大であると予想され、動員計画による動員のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。
- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡のいとまなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が直接自衛隊に対し、岩手県知事を経由できない事由を付して、派遣を要請することができるものとする。
ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告しなければならない。
- 3 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する作業等は、遠野市地域防災計画によるものとする。

第10章 公用負担

第1節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定により、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長は水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 市は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第2節 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長で、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を

受けた者にあつては、「公用負担命令権限証」を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

第 号
公用負担命令権限証
上記の者に、 区域における水防法第 28条第1項の権限行使を委任したことを 証明する。
平成 年 月 日
遠野市長

第3節 公用負担命令票

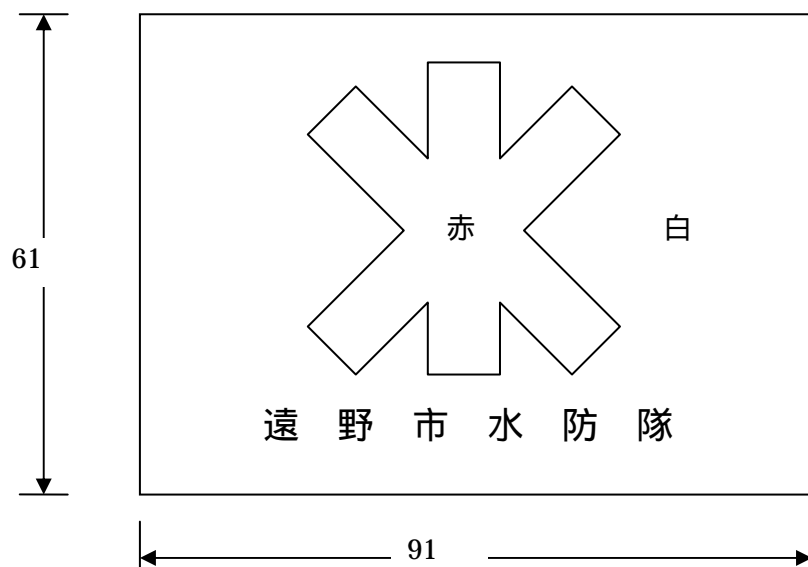
法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者又はこれ等に準ずべき者に提出しなければならない。

第 号
公用負担命令票
目的物 種類
負担の 使用 収用 処分 内 容
平成 年 月 日
遠野市長 事務取扱者
殿

第11章 その他

第1節 優先通行標識

法第18条における標識は、下のとおりである。



第2節 身分証票

法第49条第2項における「身分証票」は、下のとおりとし、市水防隊長以下水防隊員については、消防団員手帳とする。

表

裏

<p>第 号</p> <p>水 防 職 員 証</p> <p>所属機関名 職 氏 名 現 住 所</p> <p>年 月 日生 年 月 日交付</p> <p>所属機関の長 氏名</p>	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は水防法第49条第2項による証票である。2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。
---	--

第3節 水防活動実施報告

水防活動を行ったときは、水防管理者は所定の期日までに別表20水防活動実施報告書（P44）を取りまとめ、県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長を経由して知事に報告するものとする。

第4節 水防功労者推せん

水防作業において、特に功労のあった個人又は団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあっては水防管理者が、団体にあっては県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長が別表21水防功労者推せん（P45）により知事に推せんすることができる。

第5節 公務災害補償

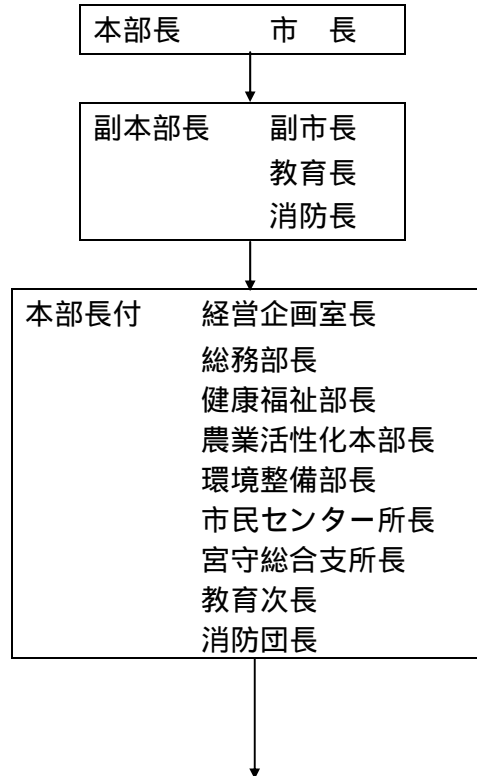
水防隊員及び水防従事者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、市町村消防団等公務災害補償条例（岩手県市町村総合事務組合共同処理事務）により補償する。（平成元年4月7日条例第6号）

第6節 水防訓練計画

水防訓練は必要に応じ情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか堤防破損・決壊・流失、越水等を想定し計画的に実施する。

別表 1

遠野市水防本部組織図



班 別	班 長	副班長	班 員
渉外広報班（経営企画室）	経営企画担当課長	副主幹	課員全員
総務班（総務課）	総務課長	課長補佐	課員全員
調査班（税務課）	税務課長	課長補佐	課員全員
管理情報班 （管理情報課・市民課）	管理情報課長 市民課長	課長補佐	課員全員
福祉班（福祉課）	福祉課長	課長補佐	課員全員
農林班（農業活性化本部）	農業担当課長 畜産担当課長 林業振興室長	副主幹 次長	課員全員
土木班（建設課）	建設課長	課長補佐	課員全員
市民班（地域生活課）	地域生活課長	課長補佐	課員全員
学校教育班（教務課）	教務課長	課長補佐	課員全員
宮守総合支所班（地域振興課）	地域振興課長	総務窓口係長	課員全員
消防防災班（消防総務課）	消防総務課長	課長補佐	課員全員

業 務 内 容

部	班（課）	担 当 内 容
経営企画部	渉外広報班（経営企画室）	県及び関係機関との連絡調整
総務部	総務班（総務課）	1 本部長及び副本部長との連絡調整 2 各班との連絡調整 3 会計事務
	調査班（税務課）	人的被害及び住家被害情報の収集
	管理情報班 （管理情報課・市民課）	1 住民への広報 2 水防活動及び被害状況報告
健康福祉部	福祉班（福祉課）	社会福祉施設等被害情報の収集
農業活性化本部	農林班（農業活性化本部）	農地農林業用施設被害情報の収集
環境整備部	土木班（建設課）	1 交通規制情報の収集 2 土木施設等被害情報の収集 3 各河川の出水状況観測 4 水害危険区域の警戒巡視 5 水防資器材の調達
市民センター部	市民班（地域生活課）	災害情報の収集
教育部	学校教育班（教務課）	災害情報の収集
宮守総合支所部	宮守総合支所班（地域振興課）	災害情報の収集
消防本部	消防防災班（消防総務課）	1 気象予警報等の伝達 2 気象情報の収集 3 警戒本部員の招集 4 各水防隊への連絡調整 5 水防関係機関からの情報収集 6 水害による避難命令及び洪水状況 広報 7 避難誘導及び罹災者の救護 8 罹災者の救護、被害者の救助 9 水防資器材の調達

別表 2

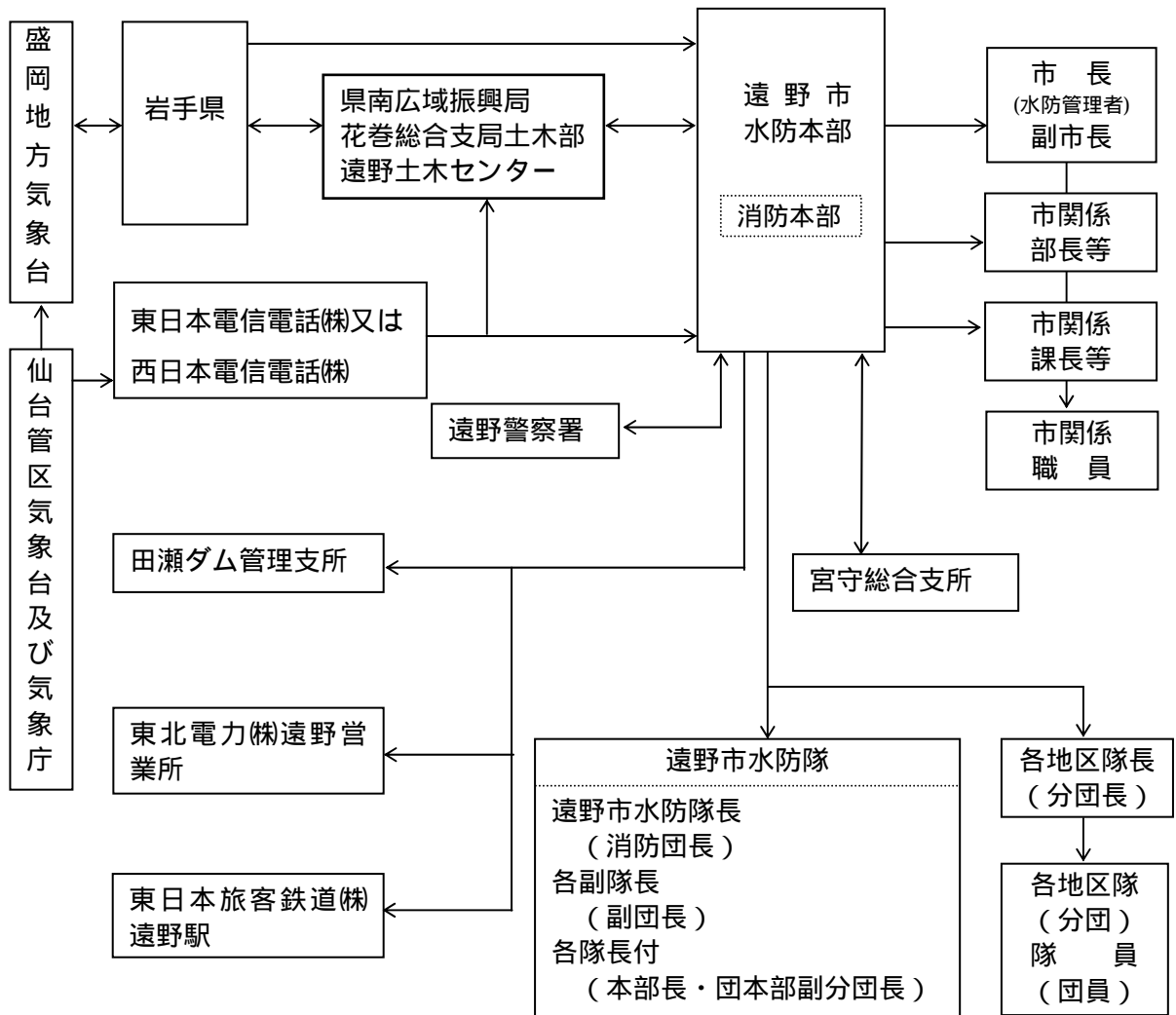
遠野市水防隊編成表(遠野市消防団)

遠野市水防隊長	- 消防団長
遠野市水防副隊長	- 副団長
遠野市水防隊長付	- 本部長 ・ 団本部副分団長
遠野市水防隊付伝令	- 団本部部長

区分 地区隊別	地区隊編成				
	隊長	副隊長	隊長付	班長	班員
遠野地区隊	第1分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
綾織地区隊	第2分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
小友地区隊	第3分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
附馬牛地区隊	第4分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
松崎地区隊	第5分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
土淵地区隊	第6分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
青笹地区隊	第7分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
上郷地区隊	第8分団長	副分団長	部長	分団副部長 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長 第6部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員 第6部団員

区分 地区隊別	地区隊編成				
	隊長	副隊長	隊長付	班長	班員
宮守地区隊	第9分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長 第6部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員 第6部団員
達曾部地区隊	第10分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長 第6部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員 第6部団員
鱒沢地区隊	第11分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員

別表3 執務時間外連絡系統図



公 署 名	電話番号	備 考
岩手県水防本部（県土木整備部河川課）	019-651-3111	
遠野行政センター水防隊（県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター）	62-9938	
遠野警察署	62-0110	
盛岡地方気象台	019-622-7868	
田瀬ダム管理支所	0198-44-5211	
東北電力（株）遠野営業所	62-4717	
東日本旅客鉄道（株）遠野駅	62-2809	
東日本電信電話（株）岩手支店	019-625-4411	

別表 4

水防担当区域一覧表（遠野市消防団）

		水防隊		水防隊長 (消防団長)	副隊長 (副団長)	隊 付 (団本部員)		
		警戒動員				第 1 次動員	第 2 次動員	
地区名	河川名	情報収集班		情報連絡班 哨警班 堤防保護班	避難誘導班 資器材整備班		救助班 労務班	
遠野地区	来内川	第 1 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 1 分団第 2 部	第 1 分団第 4 部		第 5 分団第 3 部 第 6 分団第 2 部 第 1 次動員に継続	
	猿ヶ石川			第 1 分団第 1 部	第 1 分団第 3 部 第 1 分団第 5 部			
綾織地区	猿ヶ石川	第 2 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 2 分団第 1 部	第 2 分団第 4 部			
	山谷川			第 2 分団第 3 部	第 2 分団第 4 部			
	砂子沢川			第 2 分団第 5 部	第 2 分団第 2 部			
小友地区	小友川	第 3 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 3 分団第 1 部 第 3 分団第 2 部	第 3 分団第 4 部 第 3 分団第 5 部			
	長野川			第 3 分団第 1 部 第 3 分団第 3 部				
附馬牛地区	荒川	第 4 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 4 分団第 1 部	第 4 分団第 5 部			
	東禅寺川			第 4 分団第 2 部				
	猿ヶ石川			第 4 分団第 1 部 第 4 分団第 3 部 第 4 分団第 4 部				
松崎地区	猿ヶ石川	第 5 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 5 分団第 1 部 第 5 分団第 4 部	第 5 分団第 2 部 第 5 分団第 5 部			
土淵地区	小烏瀬川	第 6 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 6 分団第 4 部 第 6 分団第 5 部	第 6 分団第 1 部 第 6 分団第 3 部			
青笹地区	河内川	第 7 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 7 分団第 1 部 第 7 分団第 2 部	第 7 分団第 5 部			
	早瀬川			第 7 分団第 3 部				
	中沢川			第 7 分団第 4 部				
上郷地区	猫川	第 8 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 8 分団第 1 部 第 8 分団第 3 部	第 8 分団第 6 部			
	早瀬川			第 8 分団第 2 部 第 8 分団第 5 部	第 8 分団第 4 部			

		水防隊		水防隊長 (消防団長)	副隊長 (副団長)	隊 付 (団本部員)	
				警戒動員		第 1 次動員	第 2 次動員
地区名	河川名	情報収集班		情報連絡班 哨警班 堤防保護班	避難誘導班 資器材整備班		救助班 労務班
宮守地区	宮守川	第 9 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 9 分団第 2 部	第 9 分団第 3 部		第 9 分団第 1 部 第 9 分団第 4 部 第 9 分団第 5 部 第 9 分団第 6 部 第 1 次動員に継続
達曽部地区	宿川	第 10 分団	分団長 副分団長 本部部長	第10分団第 1 部	第10分団第 6 部		
	達曽部川			第10分団第 3 部 第10分団第 4 部 第10分団第 5 部	第10分団第 2 部		
鱒沢地区	猿ヶ石川	第 11 分団	分団長 副分団長 本部部長	第11分団第 1 部 第11分団第 2 部	第11分団第 3 部 第11分団第 4 部		

別表5 重要水防区域及び警戒区域一覧表

河川名	重要水防箇所								重要度A区間 中の無堤箇所	
	重要度A区間		重要度B区間		計		要注意区間			
	堤防		堤防		堤防		新堤防			
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
猿ヶ石川	3	1,080	12	13,350	15	14,430			2	1,000
達曽部川			5	5,000	5	5,000				
宿川	1	1,200			1	1,200			1	1,200
小友川			2	3,700	2	3,700				
長野川	1	400			1	400			1	400
山谷川			2	5,000	2	5,000				
砂子沢			2	2,200	2	2,200				
来内川	2	2,600			2	2,600				
早瀬川	1	200	8	7,090	9	7,290			1	200
中沢川			2	1,000	2	1,000				
小鳥瀬川	1	520	4	2,491	5	3,011	2	1,163	1	520
赤沢川	2	1,000			2	1,000			2	1,000
合計	11	7,000	37	39,831	48	46,831	2	1,163	8	4,320

別表6 重要水防箇所一覧表

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別 及び 図面番号	堤防		工作物 工事施行		新堤防 ・ 旧河川 (m)	工事施行 陸・閘 (箇所)	対策水防 工法名	備 考
				A (m)	B (m)	A (m)	B (m)				
猿ヶ石川	遊井名田(左)	県	堤防高 1	80						積土のう工	
	宇洞(右)	県	堤防高・無堤 2	500							
	高館(左)	県	堤防高・無堤 3	500							
	荒谷前(右)	県	堤防高 4		1,100					積土のう工	
	鳴沢(左)	県	堤防高 5		1,600					積土のう工	
	長岡(右)	県	堤防高 6		1,900					積土のう工	
	日影(左)	県	堤防高 7		1,800					積土のう工	
	我丸(左)	県	堤防高 8		700					積土のう工	
	宮野目(右)	県	堤防高 9		1,820					積土のう工	
	下組町(左)	県	堤防高 10		810					積土のう工	
	矢崎(左)	県	堤防高 11		1,020					シート張工	
	安居台(右)	県	堤防高 12		600					積土のう工	
	安居台(左)	県	堤防高 13		600					積土のう工	
	片岸(右)	県	堤防高 14		700					積土のう工	
	片岸(左)	県	堤防高 15		700					積土のう工	
猿ヶ石川計				1,080	13,350						
達曽部川	鑄物(左)	県	堤防高 1		1,000					積土のう工	
	大畑(左)	県	堤防高 2		1,800					積土のう工	
	中斉(左)	県	堤防高 3		1,200					積土のう工	
	大豆畑(左)	県	堤防高 4		700					積土のう工	
	小通(左)	県	堤防高 5		300					積土のう工	
達曽部川計					5,000						
宿川	赤坂(左)	県	堤防高・無堤 1	1,200							
宿川計				1,200							
小友川	太田(左)	県	堤防高 1		2,700					積土のう工	
	桑畑(右)	県	堤防高 2		1,000					積土のう工	
小友川計					3,700						
長野川	大洞(左)	県	堤防高・無堤 1	400							
長野川計				400							
山谷川	大沢(左)	県	堤防高 1		2,500					積土のう工	
	大沢(右)	県	堤防高 2		2,500					積土のう工	
山谷川計					5,000						
砂子沢川	みさ崎(左)	県	堤防高 1		1,100					積土のう工	
	みさ崎(右)	県	堤防高 2		1,100					積土のう工	
砂子沢川計					2,200						
来内川	東館(左)	県	堤防高 1	1,300						積土のう工	
	東館(右)	県	堤防高 2	1,300						積土のう工	
来内川計				2,600							

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別 及び 図面番号	堤防		工作物 工事施行		新堤防 ・ 旧河川 (m)	工事施行 陸・間 (箇所)	対策水防 工法名	関連 市町村
				A (m)	B (m)	A (m)	B (m)				
早瀬川	青笹(右)	県	堤防高 1		1,270					積土のう工	
	上青笹(右)	県	堤防高 2		1,400					積土のう工	
	中妻(左)	県	堤防高 3		700					積土のう工	
	平倉(左)	県	堤防高 4		820					積土のう工	
	寺田(右)	県	堤防高 5		1,400					積土のう工	
	平野原(左)	県	堤防高 6		800					積土のう工	
	赤羽根(左)	県	堤防高 7		350					積土のう工	
	小原田(右)	県	堤防高・無堤 8	200							
	小原田(右)	県	堤防高 9		350					積土のう工	
早瀬川計				200	7,090						
中沢川	古館(左)	県	堤防高 1		500					積土のう工	
	古館(右)	県	堤防高 2		500					積土のう工	
中沢川計					1,000						
小烏瀬川	下栃内(左)	県	堤防高 1		831					積土のう工	
	大櫓(右)	県	堤防高 2		400					積土のう工	
	新田(左)	県	堤防高・無堤 3	520							
	新田(左)	県	堤防高 4		630					シート張工	
	新田(右)	県	堤防高 5		630					シート張工	
	下栃内(左)	県	新堤防 6					569		積土のう工	
	下栃内(右)	県	新堤防 7					594		積土のう工	
小烏瀬川				520	2,491			1,163			
赤沢川	赤沢(左)	県	堤防高・無堤 1	500							
	赤沢(右)	県	堤防高・無堤 2	500							
赤沢川計				1,000							

別表 7 管理委託河川水門等箇所一覧表

調査表 番号	水系名	河川名	設 置 箇 所		水門の種類
			町 村	字	
1	北上川	早瀬川	遠 野	下早瀬の1	B
2	"	"	"	早 瀬	B
3	"	"	"	上 早 瀬	A
4	"	猿ヶ石川	綾 織	二 日 町	A
5	"	"	"	中 宿	A
6	"	"	"	日 影	B
7	"	"	"	根 岸 の 1	B
8	"	"	"	根 岸 の 2	B
9	"	"	"	根 岸 の 3	B
10	"	"	"	根 岸 の 4	B
11	"	"	"	根 岸 の 5	B
12	"	"	"	我 丸	A
13	"	砂子沢川	"	中 宿 の 2	B
14	"	"	"	中 宿 の 3	B
15	"	"	"	中 宿 の 4	B
16	"	"	"	横 内 の 2	B
17	"	"	"	横 内 の 4	B
18	"	"	"	聖 の 3	B
19	"	山谷川	"	山 口 の 1	B
20	"	"	"	山 口 の 2	B
21	"	"	"	滝 沢 の 1	B
22	"	"	"	滝 沢 の 2	B
23	"	小友川	小 友	川 口 の 1	B
24	"	"	"	川 口 の 2	B
25	"	"	"	小黒沢の1	B
26	"	"	"	小黒沢の2	B
27	"	"	"	小黒沢の3	B
28	"	"	"	小黒沢の4	B
29	"	"	"	小黒沢の5	B
30	"	"	"	小黒沢の6	B
31	"	"	"	小黒沢の7	B
32	"	"	"	小黒沢の8	B
33	"	"	"	小黒沢の9	B
34	"	"	"	小黒沢の10	B
35	"	"	"	小黒沢の11	B
36	"	"	"	小黒沢の12	B
37	"	猿ヶ石川	附馬牛	中 滝 の 1	B
38	"	"	"	中 滝 の 2	B
39	"	東禅寺川	"	花 輪 の 1	B
40	"	"	"	花 輪 の 2	B
41	"	"	"	花 輪 の 3	A
42	"	"	"	花 輪 の 4	B
43	"	"	"	花 輪 の 5	B
44	"	"	"	妙泉寺の1	B
45	"	"	"	妙泉寺の2	B

調査表 番号	水系名	河川名	設置箇所		水門の種類
			町	地区	
46	北上川	東禅寺川	附馬牛	妙泉寺の3	B
47	"	"	"	宿	A
48	"	"	"	桑原の1	B
49	"	"	"	桑原の2	B
50	"	"	"	桑原の3	B
51	"	"	"	桑原の4	B
52	"	"	"	大萩の1	B
53	"	"	"	大萩の2	B
54	"	"	"	大萩の3	B
55	"	"	"	大萩の4	B
56	"	"	"	沢の口の1	B
57	"	"	"	沢の口の2	B
58	"	"	"	沢の口の3	B
59	"	"	"	沢の口の4	B
60	"	"	"	沢の口の5	B
61	"	"	"	沢の口の6	B
62	"	早瀬川	松崎	新張	A
63	"	"	"	白岩	A
64	"	猿ヶ石川	"	下柳の1	B
65	"	"	"	下柳の2	B
66	"	小鳥瀬川	土淵	大櫓の1	B
67	"	"	"	大櫓の2	B
68	"	早瀬川	青笹	晴山	B
69	"	河内川	"	下関の1	B
70	"	"	"	下関の2	A
71	"	"	"	下関の3	B
72	"	"	"	下関の4	B
73	"	"	"	下関の5	B
74	"	"	"	下関の6	B
75	"	"	"	四日市の1	B
76	"	"	"	四日市の2	B
77	"	"	"	四日市の3	B
78	"	"	"	八田野の1	B
79	"	"	"	八田野の2	B
80	"	"	"	善応寺の1	B
81	"	"	"	善応寺の2	B
82	"	"	"	善応寺の3	B
83	"	"	"	館石の1	B
84	"	"	"	館石の2	B
85	"	"	"	館石の3	B
86	"	"	"	館石の4	B
87	"	"	"	館石の5	B
88	"	"	"	館石の6	B
89	"	"	"	館石の7	B
90	"	"	"	神楽田の1	B
91	"	"	"	神楽田の2	B
92	"	"	"	神楽田の3	B

調査表 番号	水系名	河川名	設置箇所		水門の種類
			町	地区	
93	北上川	河内川	青 笹	神楽田の4	B
94	"	"	"	神楽田の5	B
95	"	"	"	小水内の1	B
96	"	"	"	小水内の2	B
97	"	中沢川	"	丑館の1	A
98	"	"	"	丑館の2	B
99	"	"	"	鶴巻田の1	B
100	"	"	"	鶴巻田の2	B
101	"	"	"	鶴巻田の3	B
102	"	"	"	鶴巻田の4	B
103	"	"	"	鶴巻田の6	A
104	"	"	"	鶴巻田の7	B
105	"	来内川	上 郷	長 洞	B
106	"	"	"	権現の1	B
107	"	"	"	権現の2	B
108	"	"	"	権現の3	B
109	"	"	"	鬼原の1	B
110	"	"	"	鬼原の2	B
111	"	早瀬川	"	清水川	B
112	"	猫 川	"	関口の1	B
113	"	"	"	関口の2	B
114	"	"	"	関口の3	B
115	"	"	"	関口の4	B
116	"	"	"	関口の5	B
117	"	"	"	関口の6	B
118	"	"	"	関口の7	B
119	"	"	"	関口の8	B
120	"	"	"	関口の9	B
121	"	"	"	伊原の1	B
122	"	"	"	伊原の2	B
123	"	"	"	伊原の3	B
124	"	"	"	伊原の4	B
125	"	"	"	伊原の5	B
126	"	"	"	羽場の1	B
127	"	"	"	羽場の2	B
128	"	"	"	宇南田の1	B
129	"	"	"	宇南田の2	B
130	"	"	"	宇南田の3	B
131	"	猿ヶ石川	松 崎	矢 崎	B
132	"	小友川	小 友	小 友	B
133	"	"	"	川口の3	B
134	"	赤沢川	青 笹	上青笹の1	B
135	"	"	"	上青笹の2	B
136	"	"	"	上青笹の3	B
137	"	"	"	上青笹の4	B
138	"	猿ヶ石川	下組町	愛宕橋の上	B
139	"	"	下鱒沢	岩 渡	B

調査表 番号	水系名	河川名	設置箇所		水門の種類
			町	地区	
140	北上川	猿ヶ石川	上鱒沢	鳴沢	A
141	"	"	"	荒谷前	A
142	"	達曽部川	達曽部	米田	B
143	"	"	"	中斉	A
144	"	宮守川	下宮守	沢田の1	B
145	"	"	"	沢田の2	B
146	"	"	"	大橋の1	B
147	"	"	"	下宮守	B

- (注) 1 「調査表番号」とは、「河川水門実態調査表」の番号であり、おおむね管理委託の順序になっている。
- 2 「水門の種類」アルファベットは、開閉方式（A・水門ハンドル式 B・樋管フラップ式）

別表8 水防備蓄倉庫及び所在地一覧表

倉庫名	所在地	建築年度	床面積
二日町館川原地区 コミュニティ消防センター	遠野市綾織町館川原	平成元年度	22.5 m ²
大日地区 コミュニティ消防センター	遠野市遠野町第27地割	平成4年度	39.7 m ²
鱒沢水防倉庫	遠野市宮守町下鱒沢 34-2-1	平成19年度	19.9 m ²

別表9 水防用備蓄資器材一覧表

品名	倉庫名	二日町館川原地区コミュニティ消防センター	大日地区コミュニティ消防センター	鱒沢水防倉庫
スコップ	(丁)	26	60	79
つるはし	(丁)	8	-	9
とうが	(丁)	5	10	50
おの	(丁)	-	-	8
のこぎり	(丁)	-	3	7
ナタ付のこぎり	(丁)	-	-	13
ナタ	(丁)	-	-	9
鎌	(丁)	10	13	39
トビロ	(丁)	6	16	10
掛矢	(丁)	6	6	18
メガホン	(丁)	4	4	-
ハンマー	(丁)	-	3	12
ペンチ	(丁)	-	-	7
シノー	(丁)	-	-	5
木杭	(本)	83	90	90
鉄線	(kg)	40	-	90
竹	(本)	-	20	-
縄	(巻)	4	12	45
ビニールロープ	(巻)	-	8	-
警備ロープ	(巻)	-	-	100m × 4
救助ロープ	(巻)	-	-	200m × 1
ビニールシート	(枚)	-	36	50
土のう	(枚)	6,000	10,000	6,700
一輪車	(台)	3	-	3
鋼杭・鉄杭	(本)	-	50	406
胴付長靴	(足)	-	2	-
救命胴衣	(着)	5	20	119
軍手	(双)	-	50	-
ゴム張手袋	(双)	-	64	-
クリッパー	(丁)	-	-	4
チェンソー	(機)	-	-	1
草刈機	(機)	-	-	1
投光器	(器)	1	-	-
Tマット工法用シート		-	-	4

別表10

雨量観測箇所一覧表

観測箇所	所在地	既往最大日雨量		観測開始	管理区分
		日雨量	記 日	年月日	
遠野行政センター	六日町1-22	259.3	S23. 9.16	S53. 5.30	岩手県(テレメ-タ-)
丸森	小友町丸森山11-160	155.0	S56. 8.22	S39. 5.30	国交省(テレメ-タ-)
小出地区コミュニティ消防センター	附馬牛町上附馬牛19-39-2	138.0	H19.9.17	H17.10.20	気象庁(アメダス)
大黒森	附馬牛町上附馬牛19-408	156.0	S62. 8.16	S39. 9. 8	国交省(テレメ-タ-)
下附馬牛	附馬牛町下附馬牛7-80-2	132.0	S43. 8.11	S27.11. 1	国交省(自記)
馬越峠	附馬牛町東禅寺16-66-7	-	-	H11. 4. 1	岩手県(テレメ-タ-)
遠野市消防本部	松崎町白岩16-31- 2	162.0	S19. 9. 7	S49.11. 1	気象庁(アメダス)
松崎	松崎町駒木19地割松木田38-2	139.0	S46. 9. 7	S39. 6. 3	国交省(テレメ-タ-)
琴畑	土淵町琴畑7-45-2	228.0	S56. 8.22	S39. 6. 3	国交省(テレメ-タ-)
西内	土淵町栃内1-45-3	-	-	H11. 4. 1	岩手県(テレメ-タ-)
六角牛	青笹町糠前40-75	228.0	S56. 8.22	S41. 4.13	国交省(テレメ-タ-)
足ヶ瀬	上郷町細越38日光22-24	-	-	H11. 4. 1	岩手県(テレメ-タ-)
小森	上郷町平倉21廻立	192.0	S56. 8.22	S40. 6.10	国交省(テレメ-タ-)
権現	上郷町来内11-12	-	-	S58. 4. 1	岩手県(テレメ-タ-)
上宮守	宮守町上宮守15	284.0	H10. 9.22	S33. 9. 8	国交省(テレメ-タ-)
下宮守	宮守町下宮守29-73-1	120.0	S62. 8.17	S61. 8.21	自記
達兽部	宮守町達兽部46-2-2	134.0	H13. 8.27	S31. 4. 1	国交省(自記)

遠野行政センター水防隊を通じて上記箇所の雨量情報を得る。ただし遠野消防署は除く。

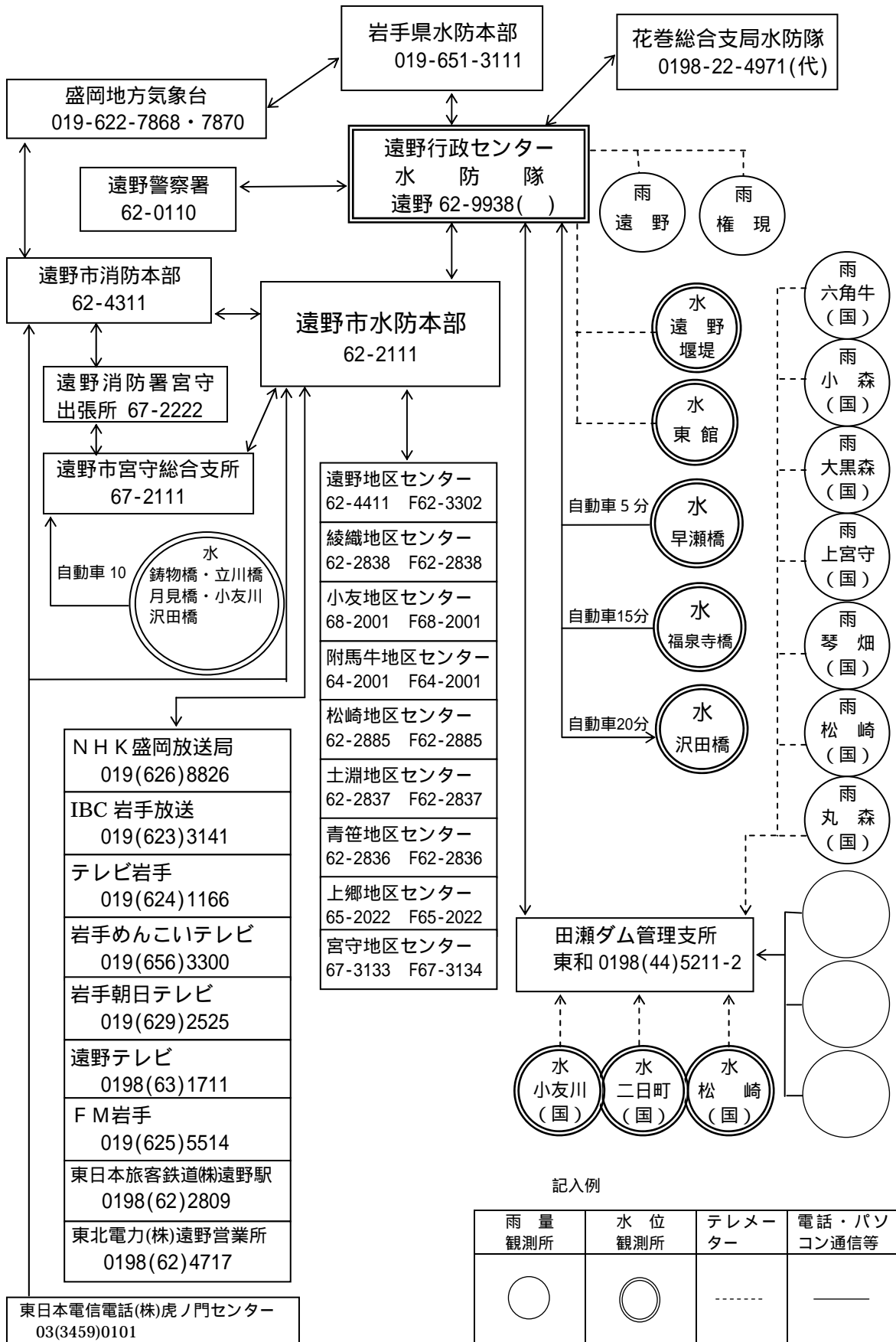
別表11

水位観測箇所及び水位情報一覧表

河川名	観測箇所	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	既往最大		管 理 区 分
				水位	起 日	
猿ヶ石川	沢田橋	2.0	2.5	6.20	S23.9.16	県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター (テレメ-タ-)
"	二日町	2.5	3.5	4.19	S56.8.23	国交省(テレメ-タ-)
"	松崎	2.5	3.0	3.03	H 7.1.14	"
"	駒木	2.5	3.0	2.95	S56.8.23	県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター (テレメ-タ-)
小友川	下鱒沢	1.0	2.0	2.48	S56.10.16	国交省(テレメ-タ-)
"	宮守町	1.0	1.5			目視
来内川	東館	1.0	1.7	2.50	S56.8.23	県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター (テレメ-タ-)
"	遠野ダム (栃洞)	-	-	-	-	"
早瀬川	上早瀬橋	1.5	2.0	4.90	S23.9.16	"
小烏瀬川	福泉寺橋	1.5	2.0	3.00	S23.9.16	県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター(自記)
達曽部川	鋳物橋	1.0	1.5			目視
宮守川	月見橋	1.0	1.5			"
宿川	立川橋	1.0	1.5			"

上記箇所を巡視し水位観測をする。

別表 12 雨量・水位観測所及び関係機関の連絡系統図



別表 14

非常扱通話の取扱要領

水防法第27条の規定に基づき、洪水に際し水の警戒及び防ぎよのための連絡装置を内容とするもので警報発令以後は、水防の必要があると認められるとき以降、事態の解消するまで関係機関相互間の発受するものに限り非常扱通話として取扱う。

- 1 通話の申し込みは、102番をダイヤルし「非常扱通話」と告げる。
- 2 非常扱通話の接続にあたり、相手の電話が通話中のときは、交換取扱者が、その通話中の通話に割込み当通話を切断して接続することがあります。
- 3 通話のふくそう状況に応じ、通話時間が制限されることもあります。
- 4 その他の取扱いは、102番通話の取扱いと同様です。

<参考>

電気通信事業法（昭和59年12月法律第86号）第8条

電気通信事業法施行規則（昭和60年4月・郵政省令第25号）

第5章・第55条、第56条

電話サ - ビス契約約款（平成11年7月・東企営第99 - 1号）

第9章

第2節 第62条

第63条

第3節 第64条～第66条

別表 15 非常扱電話利用機関及び電話番号一覧表

課 名 等	電 話 番 号	課 名 等	電 話 番 号
遠 野 市 役 所	6 2 - 3 0 4 7	附馬牛地区センター	6 4 - 2 0 0 1
〃	6 2 - 9 4 2 1	松崎地区センター	6 2 - 2 8 8 5
〃	6 2 - 9 4 2 2	土淵地区センター	6 2 - 2 8 3 7
宮 守 総 合 支 所	6 7 - 2 1 1 1	青笹地区センター	6 2 - 2 8 3 6
遠 野 消 防 署	6 2 - 4 3 1 2	上郷地区センター	6 5 - 2 0 2 2
〃	6 2 - 4 3 1 3	宮守地区センター	6 7 - 2 1 1 1
遠野消防署宮守出張所	6 7 - 2 2 2 2	-	-
綾織地区センター	6 2 - 2 8 3 8	-	-
小友地区センター	6 8 - 2 0 0 1	-	-

別表 16 水防信号

信号種類	打 鐘 信 号	サイレン信号
警戒信号	1点と4点の連打	$\frac{1}{分}$ 長 声 - 声
出動信号	3点 3点 3点 連打	$\frac{3秒}{2秒}$ $\frac{10秒}{2秒}$ $\frac{3秒}{2秒}$ $\frac{10秒}{2秒}$ 連続
避難信号	乱 打	$\frac{3秒}{2秒}$ $\frac{3秒}{2秒}$ $\frac{3秒}{2秒}$ $\frac{3秒}{2秒}$ 連続
解除信号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

別表 17

関係機関の通報箇所一覧表

通 報 箇 所	電 話	通報箇所からの連絡先
遠野市役所	62-2111	所属機関
県南広域振興局花巻総合支局土木部 遠野土木センター	62-9938	遠野行政センター各機関
遠野警察署	62-0110	交番、駐在所
遠野市教育委員会	62-2111	各市立幼稚園・小中学校
県立遠野高等学校	62-2823	遠野高校情報ビジネス校
県立遠野緑峰高等学校	62-2827	
遠野市保育協会	62-9256	各市立保育園
東北電力(株)遠野営業所	62-2807	各関係箇所
東日本電信電話(株)岩手支店	019- 625-4411	
東日本旅客鉄道(株)遠野駅	62-2809	各保線区
岩手県交通(株)釜石営業所	0193- 25-2527	
早池峰バス(株)	62-6305	
遠野郵便局	62-2832	各郵便局
県立遠野病院	62-2222	
遠野市医師会	62-9182	遠野病院を除く各医院

別表 18 一時避難場所一覧表

〔遠野町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
遠野小学校	第1区・第3区・第5区・第6区・第14区	62-3231
遠野浄化センター	第2区・第8区	62-3611
遠野市民センター	第4区・第7区	62-4411
県立遠野高等学校	第9区・第10区・第11区	62-2823
遠野中学校	第12区・第13区	62-2814
大日地区コミュニティ消防センター	第15区	71-1620CATV

〔綾織町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
根岸地区コミュニティ消防センター	第1区	71-1440CATV
清養園	第2区日影・第7区新田	62-2878
綾織地区センター	第2区中宿・第5区	62-2838
砂子沢地区コミュニティ消防センター	第3区	71-1580CATV
綾織中学校	第4区	62-2817
下綾織地区コミュニティ消防センター	第6区	71-1430CATV
綾織7区コミュニティ消防センター	第7区	-

〔小友町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
鮎貝地区コミュニティ消防センター	第1区	71-1060CATV
小友中学校	第2区・第4区	68-2222
長野地区コミュニティ消防センター	第3区	71-1470CATV
鷹鳥屋地区コミュニティ消防センター	第5区	68-2346

〔附馬牛町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
張山地区コミュニティ消防センター	第1区	-
附馬牛中学校	第2区・第3区片岸	64-2222
和野地区コミュニティ消防センター	第3区和野・中滝	-
花輪地区コミュニティ消防センター	第4区花輪	-
荒屋地区コミュニティ消防センター	第4区荒屋・大袋	71-1610CATV
東禅寺地区コミュニティ消防センター	第5区	-
沢の口地区コミュニティ消防センター	第6区沢の口・大洞	71-1370CATV
大萩地区コミュニティ消防センター	第6区大萩	71-1300CATV
大出小中学校	第7区	64-2033

〔松崎町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
松崎地区コミュニティ消防センター	第1区	71-1350CATV
駒木地区コミュニティ消防センター	第2区	-
光興寺地区コミュニティ消防センター	第3区	71-1400CATV
遠野市民運動場	第4区・第7区・第8区	62-4411
県立遠野緑峰高等学校	第5区・第6区	62-2827

〔土淵町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
久保部落公民館	第1区・第2区・第3区	71-1550CATV
山口地区コミュニティ消防センター	第4区・第5区	71-1530CATV
柏崎地区コミュニティ消防センター	第6区	71-1570CATV
飯豊地区コミュニティ消防センター	第7区	71-1540CATV
土淵中学校	第8区	62-2818
土淵小学校	第9区・第10区	62-2804

〔青笹町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
青笹中学校	第1区・第2区・第3区	62-2816
青笹小学校	第4区・第6区	62-2802
沢田地区コミュニティ消防センター	第5区	-
中沢中央公民館	第7区・第8区	71-1310CATV

〔上郷町〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
上郷中学校	第1区・第6区・第7区	65-2033
細越地区コミュニティ消防センター	第2区・第3区	71-1290CATV
佐比内地区コミュニティ消防センター	第4区	71-1560CATV
暮坪地区コミュニティ消防センター	第5区	-
平倉地区コミュニティ消防センター	第8区・第10区	-
平野原地区コミュニティ消防センター	第9区	71-1220CATV

〔宮守町宮守〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
上宮守転作営農研修施設	第1区	67-3363
善勝寺	第1区・第2区	67-2853
上宮守地区多目的集会施設	第2区	67-3369
塚沢構造改善センター	第3区	67-2662
		67-2619
遠野高等学校情報ビジネス校	第4区	67-2150
		67-2132
宮守小学校(校庭)	第4区・第5区	67-2135
宮守総合センター(駐車場)	第5区	67-2111
宮守中学校(校庭)	第6区	67-2139
		67-2742
岩根橋地区集会所	第7区	67-2394

〔宮守町達曽部〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
湯屋地区集会所	第1区	67-6326
達曽部多目的研修集会施設	第2区・第3区・第4区	67-6326
中斉ふれあいセンター広場	第5区・第6区	67-6205
白石涌水地区集会所	第7区	67-6518

〔宮守町鱒沢〕

避難場所	避難対象地区(行政区)	電話番号
長 泉 寺	第1区	66-2402
上鱒沢地区多目的集会所	第2区	66-2428
鱒沢就業改善センター	第3区・第4区	66-2263
ふるさと交流館	第4区	66-2011
鱒沢小学校(校庭)	第5区	66-2270
迷岡地区集会所(広場)	第6区	67-2516

別表 19 収容避難所一覧表

〔遠野町〕

施設名	収容対象地区 (行政区)	収容 可能人員	施設の構造 面積 m ²	給水・炊飯 施設の有無	給水炊飯	電話番号 (FAX)
上組町 コミュニティ消防センター	第1区	160	木造			-
遠野浄化センター	第2区・第8区	研修室 290	R C 1,080			62-3611 (62-3118)
穀町 コミュニティ消防センター	第3区	171	木造			-
遠野市民センター	第4区・第7区	体育館 2,720	R C 1,360			62-4411 (62-3302)
遠野小学校	第5区・第6区・ 第14区	東体育館 420	鉄骨 849.9			62-3231 (62-8922)
県立 遠野高等学校	第9区・第10区・ 第11区	体育館 640 第2体育館 550	鉄骨 1,282 鉄骨 1,159			62-2823 (62-2805)
遠野中学校	第12区・第13区	第1体育館 380	鉄骨 761			62-2814 (62-2814)
大日地区 コミュニティ消防センター	第15区	250	木造			71-1620 CATV

〔綾織町〕

根岸地区 コミュニティ消防センター	第1区	146	木造 177.2			71-1440 CATV
綾織地区センター	第2区中宿・ 第5区	200	R C 1,205			62-2838 (62-2838)
清養園クリーンセンター	第2区日影・ 第7区新田	409	R C 679			62-2878 (62-3227)
綾織中学校	第3区・第4区	体育館 400	R C 865			62-2817 (62-2817)
下綾織地区 コミュニティ消防センター	第6区	217	木造 235.9			71-1430 CATV
綾織7区 コミュニティ消防センター	第7区	163	木造 176.8			-

〔小友町〕

鮎貝地区 コミュニティ消防センター	第1区	145	木造 204.5			71-1060 CATV
小友小学校	第2区	体育館 400	鉄骨 801			68-2220 (68-2220)
長野地区 コミュニティ消防センター	第3区	199	木造 244.9			71-1470 CATV
小友地区センター	第4区	615	R C 一部 鉄骨 1,235			68-2001 (68-2001)
鷹鳥屋地区 コミュニティ消防センター	第5区	98	木造 196			68-2346

〔附馬牛町〕

張山地区 コミュニティ消防センター	第1区	89	木造 106.2			-
附馬牛地区センター	第2区・第3区	603	R C 一部 木造 1,206			64-2001 (64-2001)
附馬牛中学校	第4区花輪	体育館 430	木造 861			64-2222 (64-2222)
荒屋地区 コミュニティ消防センター	第4区荒屋・大袋	105	木造 136.6			71-1610 CATV
東禅寺地区 コミュニティ消防センター	第5区	69	木造 104.4			-
大萩地区 コミュニティ消防センター	第6区大萩	82	木造 124.5			71-1300 CATV
沢の口地区 コミュニティ消防センター	第6区沢の口	105	木造 105			71-1370 CATV
大出地区 コミュニティ消防センター	第7区	66	木造 77.7			-

〔松崎町〕

遠野北小学校	第1区・第3区	体育館 350	鉄骨 703			62-2030 (62-2031)
福泉寺	第2区	観音堂 250 礼拝堂 220 休憩所 380	木造 503 木造 445 木造 773			62-3822
遠野市 総合福祉センター	第4区・第7区・ 第8区	2,173	S R C 1,850			社会福祉協議 会 62-8459 (62-9311)
県立遠野緑峰 高等学校	第5区・第6区	体育館 470	鉄骨 953			62-2827 (62-2828)
健康福祉の里	第7区・第8区	研修室等 160	R C 953			62-5111 (62-1599)

〔土淵町〕

栃内地区 コミュニティ消防センター	第1区・第2区・ 第3区	77	木造 132.7			71-1510 CATV
たかむろ水光園	第4区・第5区・ 第6区・第7区	曲家 39 食堂、芸能 250 活力センター 1,740	木造 397 木造 866 R C 3,482			62-2834 (62-5969)
土淵中学校	第8区	体育館 500	木造 1,007			62-2818 (62-2818)
土淵小学校	第9区	体育館 310	鉄骨 943			62-2804 (62-2804)
土淵地区センター	第10区	1,100	R C 978			62-2837

〔青笹町〕

青 笹 中 学 校	第 1 区・第 3 区	体育館 410	木造 943			62-2816 (62-2816)
青 笹 地 区 セ ン タ ー	第 2 区	1,000	R C 706			62-2836
青 笹 小 学 校	第 4 区・第 6 区	体育館 260	木造 519			62-2802 (62-2802)
沢田地区 コミュニティ消防センター	第 5 区	206	木造 238.5			-
中 沢 中 央 公 民 館	第 7 区・第 8 区	74	木造 118.4			71-1310 CATV

〔上郷町〕

上 郷 地 区 セ ン タ ー	第 1 区・第 2 区・ 第 3 区	2,022	R C 一 部 鉄骨 1,809			65-2022 (65-2022)
佐比内地区 コミュニティ消防センター	第 4 区	279	木造 266			71-1560 CATV
暮坪地区 コミュニティ消防センター	第 5 区	210	木造 230.6			-
上 郷 中 学 校	第 6 区・第 7 区	体育館 420	木造 845			65-2033 (65-2033)
平倉地区 コミュニティ消防センター	第 8 区・第 10 区	260	木造 243.8			-
平野原地区 コミュニティ消防センター	第 9 区	139	木造 188.8			71-1220 CATV

〔宮守町宮守〕

上宮守転作営農研 修施設	第 1 区	50	木造 109.3			67-3363
善 勝 寺	第 1 区・第 2 区	100	木造 454.3			67-2853
上宮守地区多目的 集会施設	第 2 区	200	鉄骨 473.2			67-3369
塚沢構造改善セン ター	第 3 区	150	鉄骨一部 木造 405.2			67-2662 67-2619
遠野高等学校情報 ビジネス校	第 4 区	500	R C 4,442.5			67-2150 67-2132
宮 守 小 学 校	第 4 区・第 5 区	500	R C 3,193.6			67-2135
宮守総合センター	第 5 区	260	R C 1,497.1			67-2111
宮 守 中 学 校	第 6 区	500	R C 2,763.2			67-2139 67-2742
岩根橋地区集会所	第 7 区	50	木造			67-2394

〔宮守町達曽部〕

湯屋地区集会所	第1区	50	木造			67-6326
達曽部多目的研修 集会施設	第2区・第3区・ 第4区	150	鉄骨 537.7			67-6190
中斉ふれあいセン ター	第5区・第6区	100	木造 672.4			67-6205
白石湧水地区集會 所	第7区	50	木造			67-6518

〔宮守町鱒沢〕

長 泉 寺	第1区	100	木造 736.0			66-2402
上鱒沢地区集会所	第2区	50	木造			66-2428
鱒沢就業改善セン ター	第3区・第4区	100	R C 448.1			66-2263
ふるさと交流館	第4区	100	木造 567.4			66-2011
鱒 沢 小 学 校	第5区	500	R C 1,948.2			66-2270
迷岡地区集会所	第6区	100	木造 307.2			67-2516

水防活動実施報告書

自 年 月 月
至 年 月 月

【市町村名】	区分	水防活動		使用資材費		左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
		団体数	活動延員 人	主要資材 円	その他資材 円	計 円	団体数	主要資材	
	県(都道府)分 前回迄	-	-	円	円	円			
	月分	-	-						
	月分	-	-						
	月分	-	-						
	月分	-	-						
	月分	-	-						
	小計	-	-	-	0	0	0	0	
	累計	-	-	-	0	0	0	0	
	水防管理団体分 前回迄	()	()						
	月分	()	()						
	月分	()	()						
	月分	()	()						
	月分	()	()						
	月分	()	()						
	小計	0	()	0	0	0	0	0	
	累計	0	()	0	0	0	0	0	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、依、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

別表 21 水防功労者推せん

1 個人

水防団員、消防団員又はその他の者であって次の各号に該当するもの。

ア 出水の危険又は水防実施に当り適切な措置および挺身敢闘して水害防止又は水害の軽減に優れた功績を挙げた者。

イ 水防活動従事中任務に殉じた者又は負傷し疾病にかかり長期にわたって支障があるに至った者。

2 団体

よく一致団結し水害防止又は水害軽減上卓越した功績を挙げた水防団、その他の団体。

3 個人功労調査

順位	
項目	
所属団体名又は官署名	
職業、住所氏名	
生年月日 死亡年月日	
功 勞 事 項	本欄は表彰採否の基となるので、できる限り具体的詳細に記載すること。 従って長文となっても差し支えない。もし具体性に欠くときは選択困難となるので、その点特に留意すること。
略 歴	略歴中には水防に関する平常の貢献、情况等表彰の情状に関するものがあれば併せて記載すること。
賞 罰	
遺 族	表彰状、その他の交付すべき遺族の氏名、生年月日、住所、続柄等につき記載する。

4 団体功労調査

順位	
項目	
団体所在地	
団体名	
団体の代表者の役職氏名、住所	
功 勞 事 業	個人功労調査と同項の要領で記載する。
団 体 職 歴	上に同じ

遠野市水防隊動員計画

目 的

第1 気象注意報の通知を受けたとき、または大雨のおそれがあり、洪水を予想したとき、水災を警戒し、防ぎよし、被害を最小限度に止め、市民の生命、身体及び財産を守り、公共の安全を保持するため、水防隊員及び水防従事者（一般市民）を迅速に動員するため、この計画を立てる。

動員の種別

第2 この計画を最も迅速に且つ、確実にその目的を達するため動員を下記の種別に分け、これを有効適切に運用する。

- 1 警戒動員
- 2 第1次動員
- 3 第2次動員
- 4 その他の動員（居住者等の水防義務）

各種動員の時機及び方法

第3 警戒動員

1 各河川において水防団待機水位に達し、なお増水のおそれがある場合、水防隊長は、各地区隊長代理に対し、非常招集を命じ、情報連絡班及び哨警班を各々任務に就かせ資器材整備班及び避難誘導班を待機させる。

招集の方法は広報無線又は電話及び消防車による放送等をもって行う。

隊員は、上記の状況を予知したときは、命を待つまでもなく待機しなければならない。

2 警戒動員の編成は、別表4 水防担当区域一覧表（P20・21）のとおりとする。

第4 第1次動員

1 各河川においてはん濫注意水位に達し、なお増水のおそれがあり、特に警戒の措置が必要と認められる場合、水害が予想される各河川の水防担当区域を担当する分団の全団員及び全車両を出動させ警戒、活動準備にあたるものとし、情報連絡班及

び哨警班を任務につかせ、資器材整備班及び避難誘導班に準備及び待機させるものとする。

なお、上記の状況を覚知した消防団員は命を待つまでもなく各分団及び水防本部に連絡し指示を受けるものとする。

2 第1次動員の編成は、別表4（P20・21）のとおりとする。

第5 第2次動員

1 第1次動員のみでは水災に対処することが困難と思われる場合に、遠野市消防団の全団員、全車両を出動させ各々の任務につかせるものとする。

2 第2次動員の編成は、別表第4（P20・21）のとおりとする。

第6 第3次動員（居住者等の水防義務）

1 法第24条を適用し、水防のためやむを得ない必要があるときに限り、区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させるもので、原則として年齢16歳以上の者の出動を要請する。

この場合、出動する市民は、適宜な水防用具及び資材を携行するものとする。

資 料

気象情報に基づく注意報、警報の種類と発表基準

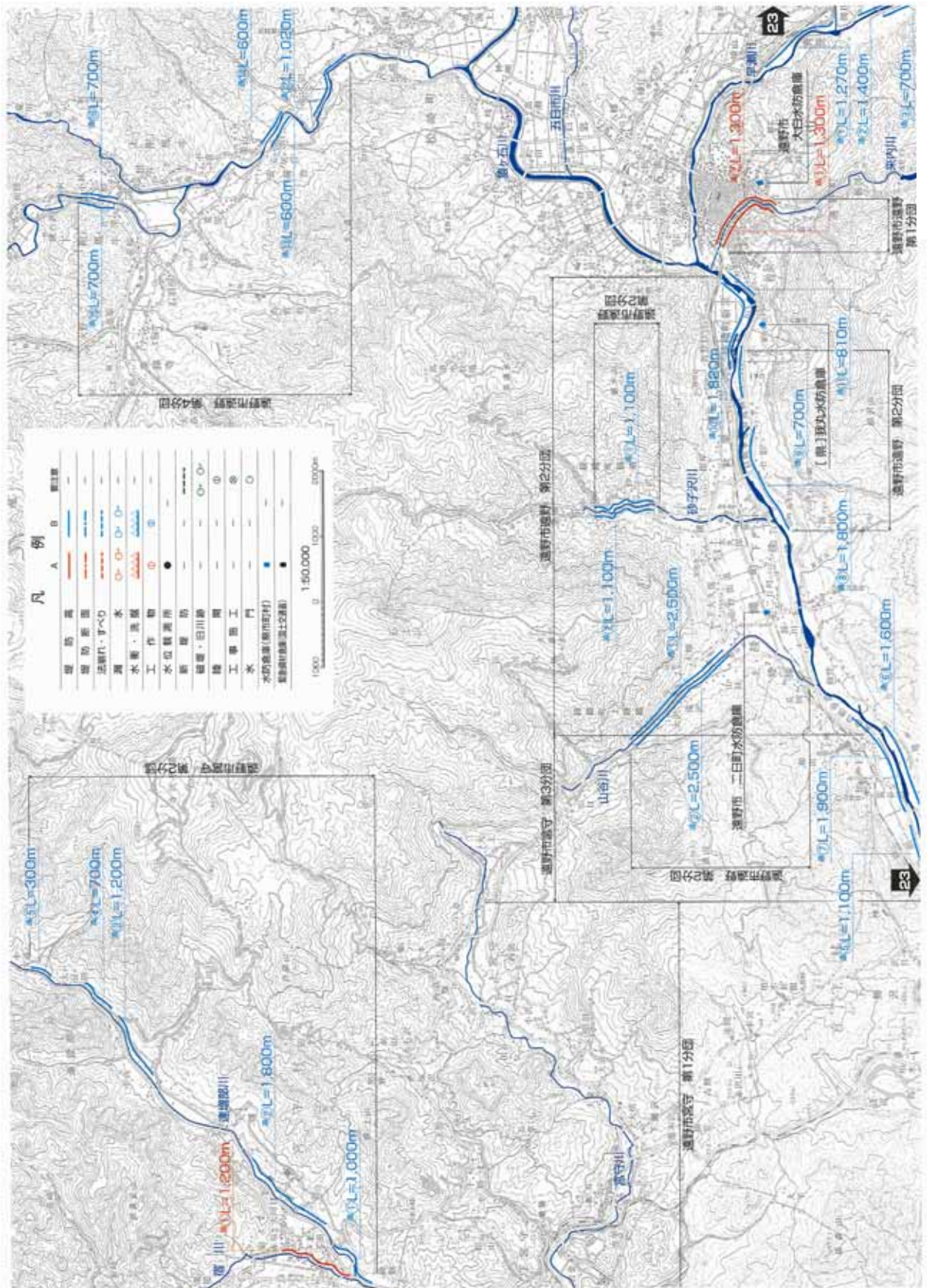
注意報の発表基準

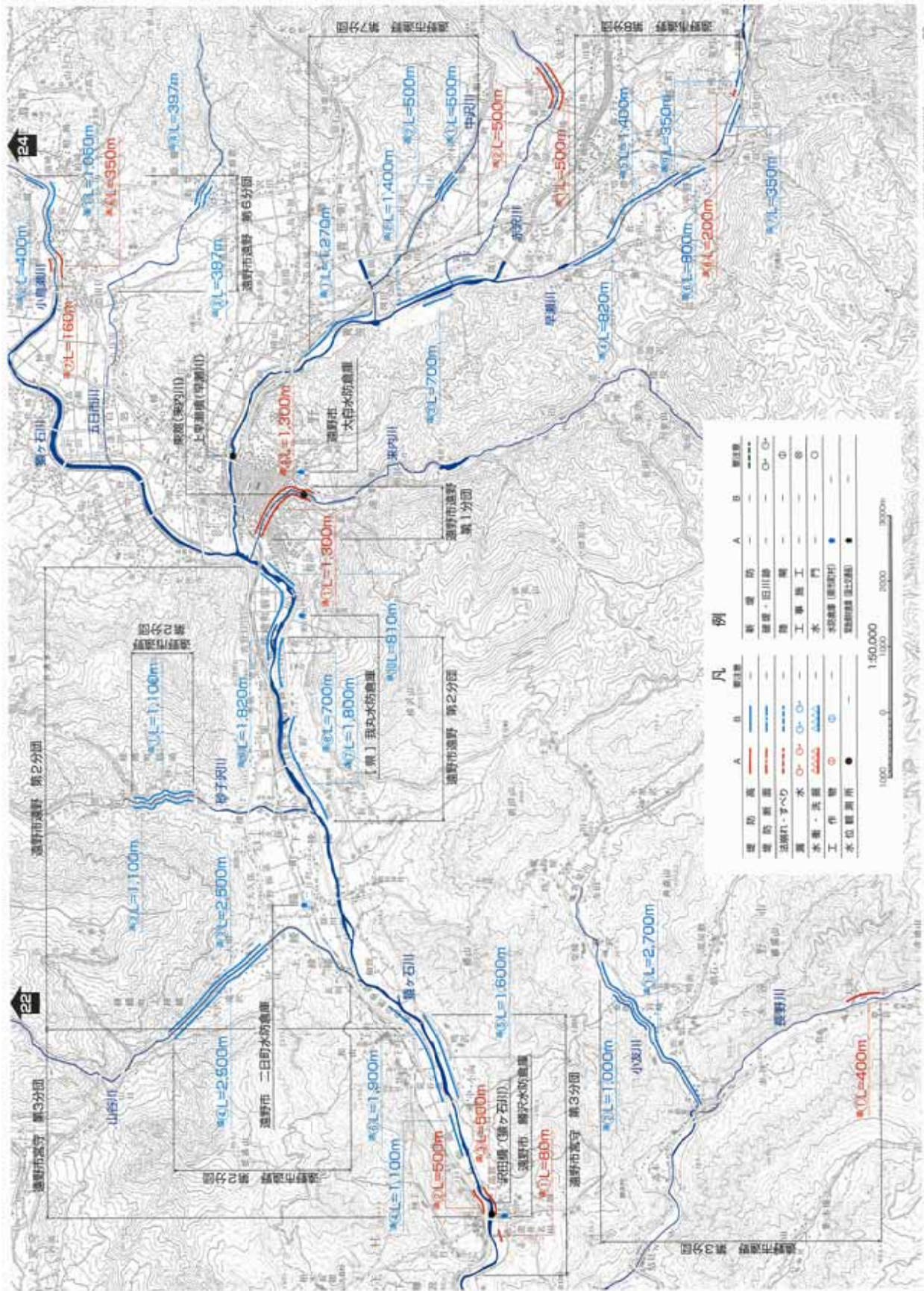
種 類	基 準
大雨注意報	<p>大雨によって被害が予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <p>1 時間雨量が30mmかつ総雨量50mm以上の場合 3 時間雨量が50mm以上の場合 土壌雨量指数が77以上である場合</p>
洪水注意報	<p>洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <p>1 時間雨量が30mmかつ総雨量50mm以上の場合 3 時間雨量が70mm以上の場合 流域雨量指数が猿ヶ石川流域(宮守) = 16、 猿ヶ石川流域(遠野) = 14、来内川流域 = 4、早瀬川流域 = 11、 小烏瀬川流域 = 11、荒川流域 = 4 以上の場合</p>
解 除	上記注意事項の必要がなくなった場合は解除する。

警報の発表基準

種 類	基 準
大雨警報	<p>大雨によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <p>平坦地で 1 時間雨量が50mm以上の場合 平坦地以外で 1 時間雨量が60mm以上の場合 土壌雨量指数が97以上である場合</p>
洪水警報	<p>洪水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <p>平坦地で 1 時間雨量が50mm以上の場合 平坦地以外で 1 時間雨量が60mm以上の場合 流域雨量指数が猿ヶ石川流域(宮守) = 27、 猿ヶ石川流域(遠野) = 24、来内川流域 = 8、早瀬川流域 = 19、 小烏瀬川流域 = 19、荒川流域 = 9 以上の場合</p>
解 除	上記警報事項の必要がなくなった場合は解除する。

主要河川重要水防箇所図

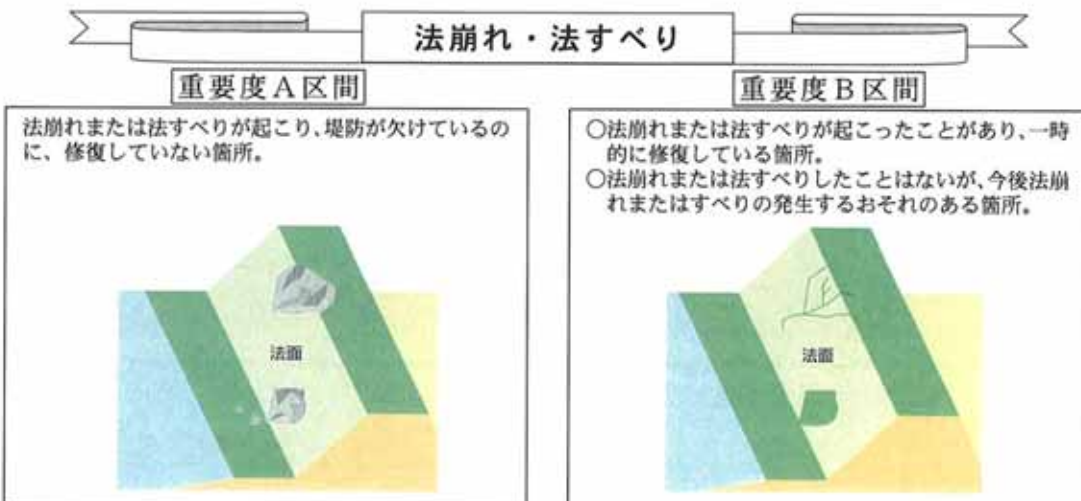
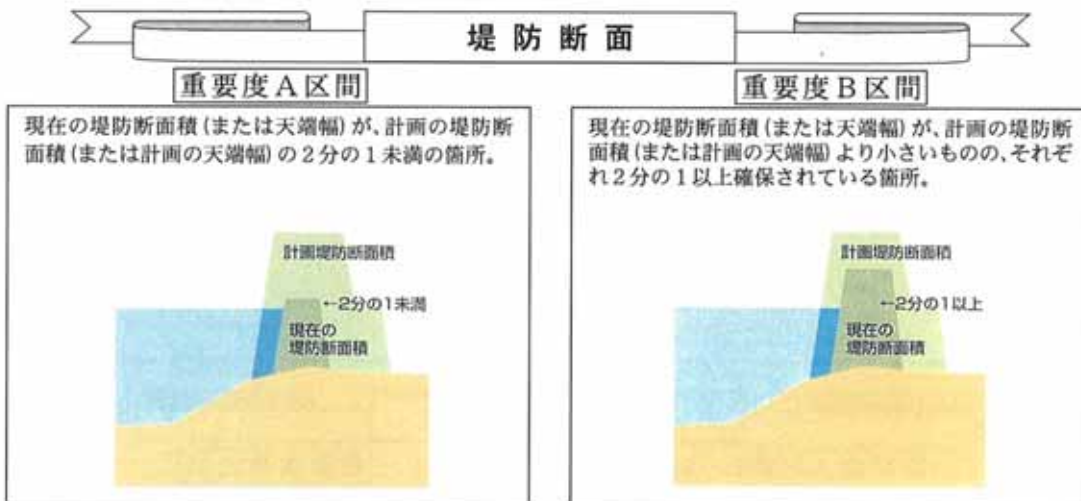
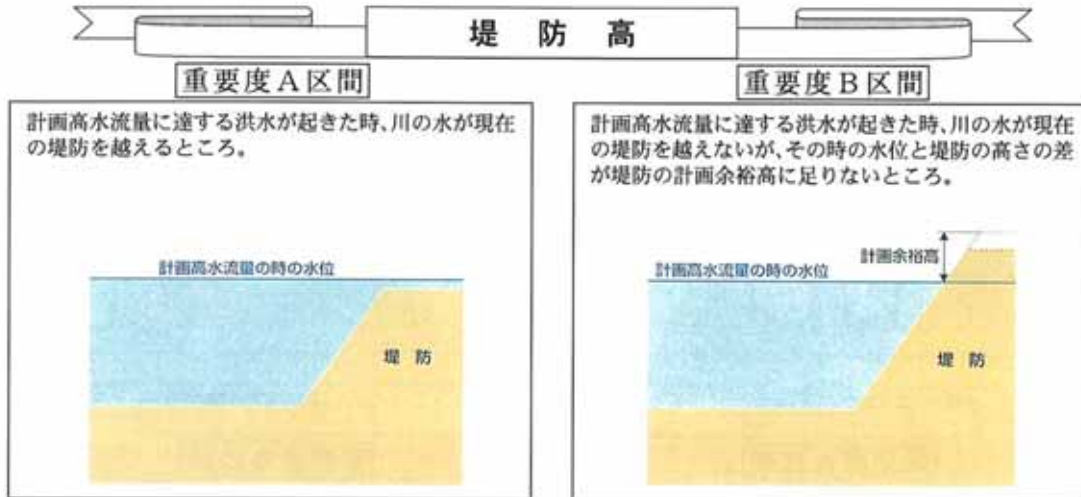




重要水防箇所評定基準

洪水に際して危険が予想され、水防活動において重点的に巡視警戒が必要な場所を「重要水防箇所」という。

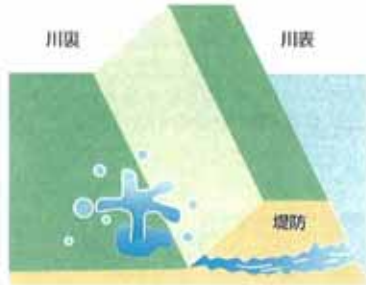
その重要度によって「重要度A区間」「重要度B区間」「要注意区間」の3つのランクに分けられる。



漏 水

重要度 A 区間

洪水時に川の水が、堤防にしみ込んで、川裏から吹き出したことがあり、まだ対策していない箇所。



重要度 B 区間

- 以前、漏水したことがあり、一時的に対策した箇所。
- 今まで漏水したことはないが、今後、漏水が発生するおそれがある箇所。



水 衝 ・ 洗 掘

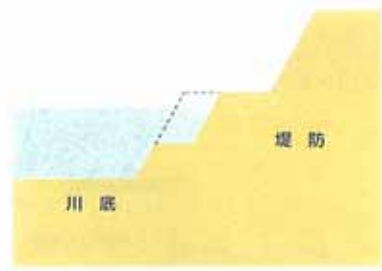
重要度 A 区間

水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって、深く削られている箇所。



重要度 B 区間

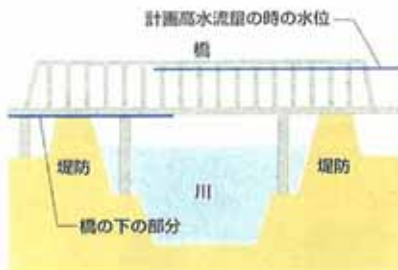
水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって削られている箇所。



工 作 物

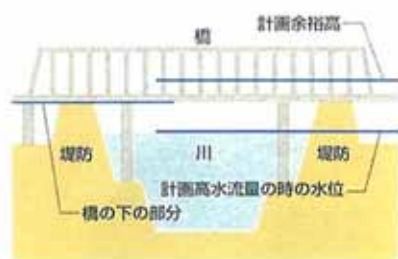
重要度 A 区間

橋など川を横切る工作物の下部分が、計画高水流量の時の水位以下となる箇所。



重要度 B 区間

橋やその他の河川横断工作物の下部分と、計画高水流量の時の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。



内容 平成21年5月21日現在